

平成 25 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業）

電動式塵芥収集車導入補助事業（2次公募要領）

平成 25 年 7 月
環境省廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課
産業廃棄物課

環境省では、平成 25 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業）により、電動式塵芥収集車導入補助事業を行うこととしております。

本事業の概要、対象事業、応募方法及びその他留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、御熟読いただくようお願いいたします。

なお、補助事業として選定された場合には、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業）交付要綱」（平成 25 年 4 月 1 日環廃対発第 13040119 号・環廃産発第 13040121 号、以下「交付要綱」という。）及び「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業）電動式塵芥収集車導入補助事業実施要領」（平成 25 年 4 月 1 日環廃対発第 13040120 号・環廃産発第 13040122 号、以下「実施要領」という。）に従って手続き等を行っていただくこととなります。

公募要領目次

I. 電動式塵芥収集車導入補助事業について

1. 事業の背景、概要及び目的
2. 補助対象となる事業等について
3. 補助対象事業の選定について
4. 応募の方法について

II. 留意事項等について

1. 基本的な事項について
2. 補助金の交付について
3. 補助金の経理等について

(参考資料)補助事業における利益等排除について

I. 電動式塵芥収集車導入補助事業について

1. 事業の背景、概要及び目的

京都議定書の温室効果ガス6%削減の約束を確実に達成するために必要な措置を定める「京都議定書目標達成計画（平成20年度3月全部改正）」においては、廃棄物処理における取組として廃棄物発電等エネルギー利用を更に進めることや車両対策の推進が盛り込まれています。さらに、「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ（平成22年度3月提案）」では、温室効果ガス25%削減に向けて、自動車の燃費改善、ハイブリッド自動車の導入等が掲げられています。

したがって、廃棄物運搬車両についても、燃費改善等による温暖化対策が重要です。特に、塵芥車については、停止及び発進が多く、走行中のみならず収集時もエンジンをかけ続ける必要があるなど1台当たりのCO₂排出量が多いことから、これらの車両について低炭素化を加速する必要があります。

このため、電動式塵芥収集車を導入する際に、導入費用の一部補助を行うことで、一層のCO₂及び大気汚染物質排出量の削減を図ります。

2. 補助対象となる事業等について

(1) 定義

この公募要領における用語の定義は実施要領のとおりです。

<実施要領より抜粋>

- ・「電動式塵芥収集車」とは、積込排出機構の動力源が主として電力である廃棄物収集車をいう。
- ・「廃棄物収集車」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づく廃棄物の運搬の用に供し、かつ、廃棄物処理基準のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条第1号ハに規定する基準に適合する自動車であって、その用途が特種用途自動車であり、かつ、その車体の形状が塵芥車であるものをいう。
- ・「天然ガス自動車」とは、圧縮天然ガスを原動機の燃料として用いる検査済自動車をいう。
- ・「ハイブリッド自動車」とは、内燃機関及び補助機関（電動機又は油圧モーターに限る。）を原動機として搭載した検査済自動車のうち、走行条件に応じて当該補助機関の出力を利用する機構を有するものをいう。

(2) 事業の実施主体

- ・ 民間企業
- ・ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- ・ 特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- ・ 法律により直接設立された法人
- ・ その他環境大臣が適当と認める者

(3) 対象となる事業について

電動式塵芥収集車（車両総重量3.5t超のものに限る。以下同じ。）を導入する事業（導入にあたり、同時に当該車両をハイブリット自動車又は天然ガス自動車とする事業を含む。）とします。

(4) 補助対象経費

① 対象経費・交付額

電動式塵芥収集車の導入を行うために必要な経費と、同種の一般の自動車の導入を行うために必要な経費との差額の2分の1を補助します。

※「必要な経費」については、実施要領のとおりです。

<注意事項>

補助額は、「実施要領にて定めた基準額」と「補助対象経費の実支出額」の少ない方の額に2分の1を乗じて算定します。従って、要望額がそのまま補助額とならない場合があります。また、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。

(5) 補助金の交付等について

- ① 補助対象事業の完了後、実績報告書（交付要綱様式第8の2）を提出していただきます。
- ② 報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査を行い、交付すべき補助金額を確定させた後に補助金の支払いが行われることとなります。
- ③ 補助対象事業は、平成25年度内に完了させることが原則です。

(6) その他

以上(1)～(5)に掲げた要件等については、交付要綱及び実施要領によって詳細に定められているので、参照して下さい。

3. 補助対象事業の選定について

- (1) 一般公募を行い、選定します。
- (2) 厳正に審査を行い 25 年度に事業を実施する補助事業者を選定し、予算の範囲内において補助金の交付を決定（内示）します。※内示後の手続きは 4.（5）を参照してください。

4. 応募の方法について

(1) 応募方法

事業の応募に必要な書類を、公募期間内に持参又は郵送により、4.（6）の提出先へ提出していただきます。提出物は、封筒に入れ、宛名面に「電動式塵芥収集車導入補助事業応募書類」と明記してください。

応募書類の作成に当たっては、必ず、環境省ホームページから様式の電子ファイルをダウンロードして作成するようお願いします。

(2) 応募に必要な書類

- ・ 要望書 1 部（HP に様式掲載）
- ・ 交付要綱に定める補助金所要額内訳 1 部（交付要綱別紙 2 - 3）
- ・ 補助対象経費に係る見積書等の写し 1 部

また、内示後の正式申請の際には、交付要綱に定める以下の書類も必要になりますので、適宜御準備ください。

- ・ 補助金所要額調書 1 部（交付要綱別紙 1 の 2）
- ・ その他参考資料（仕様書、事業計算書等）

(3) 書類の記載にあたっての注意点

「交付要綱に定める補助金所要額内訳 1 部（交付要綱別紙 2 - 3）」については、HP に掲載している記載例を参照して下さい。

なお、平成 25 年度より補助金所要額内訳（交付要綱別紙 2 - 3）に「自動車の用途」及び「CO₂ 削減効果」を記載する欄が追加されました。「CO₂ 削減効果」欄には、購入する電動パッカー車を操業した時に想定される通常車と比較した年間の CO₂ 排出削減量[t-CO₂ / 年]を記載してください。車種別の燃費は表 1 のとおりです。また、エネルギー種別の排出係数は表 2 のとおりです。

表 1.車種別の燃費

車種	燃費[km / L]
ディーゼル	4.11
通常型電動パッカー	5.57
ハイブリット型 電動パッカー	6.28

表 2.エネルギー種別の排出係数

エネルギー種別	排出係数[kg-CO2 / L]
軽油	2.58
バイオエタノール	1.16
バイオディーゼル	1.29

購入する電動パッカー車における年間の走行距離を想定し、かつ表 1 及び表 2 の値を用いて電動パッカー車への代替による CO2 排出削減量を以下の式より算出してください。

$$\frac{\text{走行距離[km/年]} \times \text{排出係数[kg-CO2/L]}}{\text{代替前車種の燃費[km/L]} \times 1000} - \frac{\text{走行距離[km/年]} \times \text{排出係数[kg-CO2/L]}}{\text{電動パッカー車の燃費[km/L]} \times 1000}$$

=年間の CO2 排出削減量[t-CO2 / 年]

例) 軽油燃料のディーゼル車からハイブリット型の電動パッカー車に変更し、年間の走行距離は 20000 km である場合。

$$\frac{20000[\text{km/年}] \times 2.58[\text{kg-CO2/L}]}{4.11[\text{km/L}] \times 1000} - \frac{20000[\text{km/年}] \times 2.58[\text{kg-CO2/L}]}{6.28[\text{km/L}] \times 1000}$$

=4.33[t-CO2 / 年]

また、補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、「消費税」という。）が含まれている場合、交付要綱第 一条に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることとなります。

これは、補助事業者が消費税の確定申告時に、仕入控除した消費税等相当額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等相当額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告は、補助金精算後に行う確定申告に基づく報告となり、失念等による報告もれが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、交付申請（内示申請）の段階から、仕入控除とした消費税等相当額（本補助事業の場合は消費税全額）は補助対象経費から除外して補助金額を算定して下さい。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障をきたすおそれがあるため、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとしします。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③消費税簡易課税制度を選択している（簡易課税事業者である）補助事業者

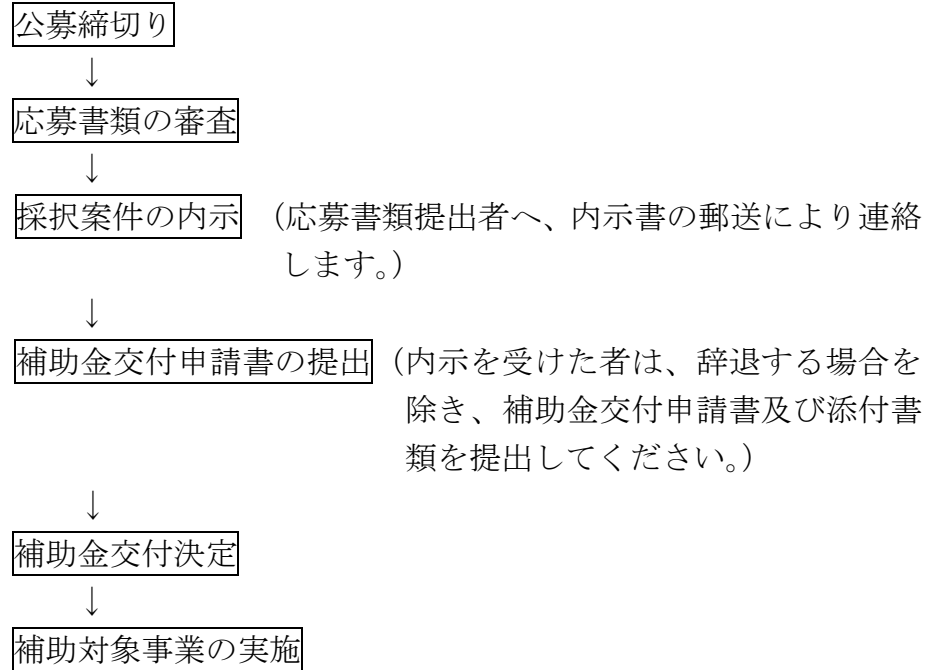
上記に該当する事業者は「補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いについて [チェックリスト]」（HP に様式掲載）にチェックを入れ、内示に係る書類と合わせて提出して下さい。

(4) 公募期間

平成25年 7月30日（火）～平成25年 8月30日（金）18:00必着

(5) 応募書類提出後のスケジュールについて

応募書類提出後の概略スケジュールは以下のとおりです。



(6) 提出先

以下の提出先へ応募書類を提出してください。

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号(中央合同庁舎5号館
26階)

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 調査係

電話 03-3581-3351 (内線 6839) FAX 03-3593-8263

メールアドレス hairi-haitai@env.go.jp

(7) 提出方法

原則として、持参又は郵送してください。郵送の場合は、郵送した旨を上記連絡先へ電話にてご連絡ください。持参の場合は、入館登録が必要となりますので、事前に入館の旨を上記連絡先へ電話にて御連絡ください。



II. 留意事項等について

1. 基本的な事項について

本補助金の交付については、エネルギー対策特別会計の予算の範囲内で交付するものとし、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）の規定によるほか、交付要綱、実施要領及びこの公募要領に定めるところによることとします。

2. 補助金の交付について

(1) 交付申請

公募により選定された補助事業者には補助金の交付申請書を提出していただきます（申請手続等は交付要綱を参照願います。）。その際、補助金の対象となる費用は、原則として、本年度中に行われる事業で、かつ本年度中（出納整理期を含む。）に支払いが完了するものとなります。

なお、塵芥車を購入するのではなくリースする場合は、リース事業者に対して交付決定、補助金の支払いを行います。その場合、額の確定の段階で、リース契約上、①補助金額がリース料金から引かれていること、②4年（塵芥収集車の耐用年数）以上の契約であることを条件とします。

(2) 交付決定

環境省は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ・申請に係る補助事業の全体計画が整っていること。
- ・補助対象経費には、国からの他の補助金（「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等）の対象経費を含まないこと。

(3) 事業の開始

補助事業者は環境省からの交付決定を受けた後に、事業開始することが原則となります。

補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結するにあたり注意していただきたい主な点（原則）を以下に記します。

- ・補助事業の遂行上著しく困難又は不適當である場合を除き、競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること。

・当該年度に行われた委託等に対して当該年度中（出納整理期を含む。）
に對価の支払い及び精算が行われること。

3. 補助金の経理等について

(1) 補助金の経理等について

補助事業の経費については、収支簿を備え他の経理と明確に区分して経理し、補助金の使途を明らかにしておくとともに、支出内容を証する書類を整備しておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

(2) 実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した場合は、事業終了後30日以内あるいは翌年度4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課調査係宛て提出していただきます。

補助事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地検査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知をします。

また、補助事業終了後、交付要綱に定める実績報告書とは別に、実施要領第5（2）のとおり、車輛の使用開始の日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、事業の実績及び二酸化炭素の削減量等を毎年度取りまとめた事業報告書を実施要領別紙様式により作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課調査係宛て提出していただきます。

なお、自社調達及び100%同一資本に属するグループ企業からの調達によってなされた設計、工事、物品購入等については、原価計算により利益相当分を排除した額（製造原価）を補助対象経費の実績額といたします。また関係会社からの調達分についても原則原価計算等により、利益相当分を排除した額（製造原価と販売費及び一般管理費の合計）を補助対象経費の実績額とします【参考資料参照】。

(3) 補助金の支払

補助事業者は、確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただきます。その後補助金を支払います。ただし、必要と認められる場合には上記の方法によ

らないで、交付決定した補助金の一部について補助事業の期間中に概算払をすることができます。

(4) 取得財産の管理について

補助事業の実施により取得した財産（取得財産等）については取得財産管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、補助事業終了後の4年（塵芥収集車の耐用年数）間に財産を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書及び実施計画書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、あらかじめ承認を受ける必要があります。なお、補助事業により整備された機械、器具及び備品その他の財産には、環境省補助事業である旨を明示しなければなりません。

(5) その他

上記の他、必要な事項は交付要綱のとおりであるので、これを参照してください。

(参考資料)補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

記

1. 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下の（１）～（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第８条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- （１） 補助事業者自身
- （２） 100%同一の資本に属するグループ企業
- （３） 補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）

2. 利益等排除の方法

(1)補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

(2)100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

(3)補助事業者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明して頂きます。また、その根拠となる資料を提出していただきます。